

告示第423号

建築基準法（昭和25年法律第201号。以下「法」という。）第7条の3第1項第2号の規定による特定工程及び同条第6項の規定による特定工程後の工程（特定行政庁が同条第1項第2号の指定と併せて指定するものに限る。）を次のとおり指定し、平成24年1月1日から施行する。この告示の規定は、この告示の施行の日（以下「施行日」という。）以後に法第6条第1項の規定により確認の申請書（以下「申請書」という。）を提出し、又は法第6条の2第1項に規定する確認を受ける為の書類（以下「確認書類」という。）を提出する建築物（施行日以後に当該建築物の計画の変更に関してのみ申請書又は確認書類の提出をする建築物を除く。）について適用する。

平成23年11月9日

尾道市長 平谷 祐宏

- 1 中間検査を行う地域
尾道市全域
- 2 中間検査を行う期間
平成24年1月1日から平成26年12月31日まで
- 3 中間検査を行う建築物の構造等
棟ごとに新築する戸数が1の住宅（住宅の用途以外の用途に供する部分の床面積の合計が延べ面積の2分の1以上であるもの又は50平方メートルを超えるものを除く。）
- 4 指定する特定工程
次の(1)から(5)までに掲げる構造の区分に応じそれぞれ定める工程とする。ただし、(1)から(5)までの2以上の工程に該当する場合は、いずれか早期に施工するものを、(1)から(5)までのいずれかの工程を2以上に分けて施工する場合は、2以上に分けた工程のうちいずれか早期に施工するものを特定工程とする。
(1) 鉄骨造その他これに類する構造 鉄骨その他の構造部材の建て方工事

- (2) 鉄骨鉄筋コンクリート造、鉄筋コンクリート造、組積造、補強コンクリートブロック造その他これに類する構造（(4)に掲げるものを除く。） 2階の床（平屋の場合は屋根版）及びそれを支えるはりの配筋工事
 - (3) 木造その他これに類する構造 柱、はり及び筋かい又は耐力壁の建て方工事
 - (4) プレキャストコンクリート造その他これに類する構造 屋根及びそれを支えるはりの取付け工事
 - (5) (1)から(4)までに掲げる構造以外のもの 屋根及びそれを支えるはりの工事
- 5 指定する特定工程後の工程
次の(1)から(5)までに掲げる構造の区分に応じそれぞれ定める工程とする。
- (1) 鉄骨造その他これに類する構造 鉄骨を覆う耐火被膜を設ける工事又は壁の外装工事若しくは内装工事（構法上やむを得ない部位の外装工事又は内装工事を除く。）
 - (2) 鉄骨鉄筋コンクリート造、鉄筋コンクリート造、組積造、補強コンクリートブロック造その他これに類する構造（(4)に掲げるものを除く。） 2階の床（平屋の場合は屋根版）及びそれを支えるはりのコンクリート打込み工事
 - (3) 木造その他これに類する構造 壁の外装工事又は内装工事（構法上やむを得ない部位の外装工事又は内装工事を除く。）
 - (4) プレキャストコンクリート造その他これに類する構造 屋根及びそれを支えるはりの取付け工事の接続部が隠れることになる工事
 - (5) (1)から(4)までに掲げる構造以外のもの 屋根及び壁の外装工事又は内装工事（屋根ふき工事又は構法上やむを得ない部位の外装工事若しくは内装工事を除く。）
- 6 適用の除外
法第18条第2項又は法第85条の規定の適用を受ける建築物については、この告示の規定は、適用しない。

付 則

- 1 平成20年2月1日付け尾道市告示第32号は、平成23年12月31日をもって廃止する。
- 2 平成20年4月1日から平成23年12月31日までの間に、申請書を提出し、又は確認書類を提出した建築物については、平成20年2月1日付け尾道市告示第32号の規定はなおその効力を有する。